

# 養父市農業委員会

## 第12回会議録

令和5年9月22日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第12回会議録

1. 開催日時 令和5年9月22日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第42号 農用地利用集積計画の承認について

議案第43号 非農地証明交付申請の承認について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第45号 農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

### 報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（11名）

1 番 谷垣重俊	3 番 藤原健次	4 番 坂本光	5 番 前川章
6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	9 番 山根達夫	10 番 藤原義幸
11 番 木下計介	12 番 秋山博	13 番 西谷英樹	

### 5. 欠席農業委員（2名）

2 番 吉村英之      8 番 圓山満

### 6. 出席推進委員（10名）

15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見	18 番 谷村昭雄
19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	21 番 鎌谷壽三男	
23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄	25 番 米田渡	

### 7. 欠席推進委員（2名）

14 番 小林誠      22 番 上垣美由紀

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦      副主幹 福垣 周作      主査 東 宏樹      主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、定刻になりました。ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 御苦労さんです、皆さん。午前中より現地確認の方、委員の方、大変御苦労さんでした。

彼岸になれば大体涼しくなるということですが、朝晩は少し涼しくなりました。それが最近ではちょっと雨ばかり降って皆さんもお困りのところがあるんじゃないかなと思います。稲刈りのほうも、関宮ではもうほとんど終わらせて、それでも近所の人に聞いたらずいぶん減収になっていると、そして、またそこの方は農協に全部出しとるんですけども、乳白米でほとんど2等だったと言っていました。関宮は大体そういう状況かなと思います。

そして、また、今日は、総会の後にまた各部会で話し合いをしてもらうようなときがありますので、本日も慎重審議、総会のほうをよろしくをお願いいたします。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について御報告をいたします。本日出席は農業委員13名中ただいまの欠席の報告いただいておりますのは1人でございまして、2人遅れるというふうに聞いております。現在10人という状況ですが後ほど来られるということでございますので12名となる予定です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については10名の出席ですので併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により議事録署名農業委員を指名いたします。本日は13番の西谷農業委員と1番の谷垣農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第42号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第42号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は、令和5年9月29日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が4,947平方メートル、6筆、畑はありません。合計も同じく4,947平方メートル、6筆です。利用権の設定を受ける戸数は5戸、設定をする戸数は3戸となっております。

ます。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別に見ますと全て新規の使用貸借権となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと10年契約が5筆、3,164平方メートル、20年契約が1筆、1,783平方メートルとなっております。詳細につきましては次ページ以降に記載しております。3ページに記載しておりますのが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第42号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第43号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 4ページを御覧ください。議案第43号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、大坪の土地1筆で面積が92平方メートルです。所有者は養父市大坪の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃から山林化しており現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは5ページから9ページとなっております。

2番、大屋町和田の土地5筆で面積が2,678平方メートルです。所有者は神戸市須磨区の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から山林化しており現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは10ページから18ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。番号1番の大坪の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。現地担当の農業委員さんが欠席されましたので隣接農業委員が代理で発表いたします。

先ほど事務局のから説明がありましたように、これは長期、もう植林をして山林化しているということですので問題ないと思います。

8ページが現況の写真です。完全に山林化ということで問題ないと思います。それで、9ページに始末書も出とりますので、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。座らせていただき説明させていただきます。

現地は大坪の集落に入る200メートルほど下の右、建屋に向かっての右手の山になります。これは5ページの地図を見て確認してください。それから6ページの航空写真ですけど、上から写真を見ても雑木が、植林ですね、杉とヒノキが生えていました。下から確認をしております。それから、7ページの図面ですが、これはもともと大坪区の村の山で養蚕が盛んな頃に桑を植えとったようです。桑畑だったらしいです。それを村の方々に分筆してそれぞれ分けたという説明を受けてきました。ここは同じ面積92平米で全て分かれとるというように説明を聞いております。8ページの写真ですね、現地はこのように現況はなっています。始末書もついています。当然、畑に向かえるような土地ではございませんので、御承認のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 今、説明していただいたとおりでございます。よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第43号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議 長： ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町和田の件について担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。10ページの地図を見てください。998番、1024番、1025以下2筆ですね、併せて進めさせていただきます。

ここの所有者は既に大阪に出とられまして、管理もしとられないということで、もう譲渡したいということで今回の申請になりました。現地は、もう山に上がることができませんので、下からの確認をしております。実際の現地の写真なんですけど、16ページと17ページを見ていただけますか。このようにもう既に植林されて畑としての用途ができないような状況になっております。したがって18ページの始末書が出ておりますので、どうぞ御承認のほどよろしくお願ひしたいなというように思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

議 長： 3番、藤原です。地元の農業委員の方から説明がありましたとおりでして別に追加することはございませんが、昭和40年頃から山林化ということで年数にすると58年ということで申請通り非農地証明ということで許可相当と思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

21番、鎌谷推進委員。

鎌谷推進委員： 推進委員の鎌谷です。よろしくお願ひします。先ほど坂本農業委員さん及び藤原農業委員さん、この2人の説明どおりでございます。現地に行きましたけども、全くちょっと分からないというような状態でした。先ほど説明されたとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第43号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 19ページを御覧ください。議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市上箇の土地1筆、面積は278平方メートルです。譲渡し人は養父市上箇の方、譲受人は養父市上箇の医療法人です。譲受人は、歯科医院を営む法人であり、隣接地に歯科医院を建設するに当たりその専用露天駐車場として申請地内に建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは20ページから24ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明終わりました。

それでは、番号1番の上箇の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほどの前の件と同様ですので代理説明をいたします。これも結局、先ほど事務局から説明がありましたとおり、医療法人の歯科医院の新築ということで転用が出とります。20ページ、三角の面が申請地になります。航空写真21ページ、Yタウンの市道側になります。あと、22ページは細かい図面があります。駐車場にするということですので御検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1 番、谷垣委員。

谷垣委員： 1 番、谷垣です。現地を今朝見てきました。今の資料の20ページを見ていただきますと、そこに申請地で直角三角形のような赤で斜線が入っている部分がありますが、今回はここが、四、五年前までは田んぼとして使っておられたようですが、現在はもう草が生えた状態でありました。そして、そのすぐ下に片岡建設という建物があったわけですが、これは今もうきれいに、取り壊されて更地になっておりました。今回、23ページの図面を見ていただきましたら、市道に沿ったところに先生とかスタッフの駐車場をその申請の土地に造るようです。そして、先ほどの片岡建設というところの土地を今、更地になっていますのでそこに歯科医院を新設するというのでそこに図面が出ております、それから患者用の駐車場というようなことで、かなりの面積の土地がありますけれども、もう譲り受けておられるようです。それから、24ページのところに字が小さいですが検討事項というので5つほど書いてございますが、その1番、里道について払下げ手続、変更手続ということが書いてあります。その里道というのがどこかといったら、23ページのが分かりやすいですね、23ページの先ほどの新設する医院と申請の駐車場とのちょうど間のところに破線が入っておりますが、この部分が今コンクリートで里道になっていまして、これを払い下げの手続をするという形です。ですから、続けてその今の更地になっている部分と今回の申請地とがちょうど一緒になるようにという形で。そのためには、申請地は市道より低いですのでここに土を入れてかさ上げをするというようなことであります。そして、田んぼですから当然、水利の関係があるわけですが、市道と今の7か所ぐらいの駐車場との間に、今はありませんがここに側溝を新設すると、市道と今の申請地との間に。それから、水利については、23ページの203とか、道路140とか書いてある下の部分ですね、そこに田んぼ等が、現在も稲作が行われていますが、その水路等はもう一切今度の申請地には入ってこないということで、水路についても問題はないということでもあります。以上です。

議 長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。

谷村推進委員。

谷村推進委員： 今、御説明があったとおりでございます。よろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第44号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第45号「農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 25ページを御覧ください。議案第45号「農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項による届出について」です。

届出番号1番、養父市長野の土地1筆、面積は146平方メートルです。届出人は養父市上箇の方で、申請地内に農業用倉庫を建設することが届出の目的です。関連ページは26ページから30ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、1番の長野の件について担当農業委員の説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど事務局から説明がありましたとおりですけれども、25ページの申請書を御覧いただきたいと思います。申請人は上箇の方になっておられます。申請地は井ノ坪、ここに農業倉庫を建てられるということなんですけれども、上箇で近隣の田んぼを耕作されていたんですけども、出身が井ノ坪の方なので今度出身のこのまた部落に帰って、その周辺の土地を耕作されるということで、ここに農業倉庫を建てるように申請されました。周辺の営農地927-1というのは近隣になるんですけども、水路は右のほうから流れてきております。これの地区外と書いてあるところがこれが河川になるんです。そこが川になるのでそこに流されるということです。ちょっと地面的に低いんですけども、ある程度埋立をして建てられるということをお聞きしました。今は、現況は畑でしたんですけども、今は草がぼうぼうで生えておりますので、一応、倉庫にされることに関しての問題はないと思いますので、許可のほう、よろしく願いたいと思います。あっ、すみません、あと、農会のほうと、それから地元周辺の方の許可も得ておられるとお聞きしました。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。今朝、現地調査をしてきました。ここの申請地は、もともと圃場整備、この地をされたときにはもう外されとったらしいようなところですね。稲作もそんなに最近はしとられなかったというようなことを聞きました。藤原委員が言われましたように水路も確保されて埋め立てるについてもその水路は確保しているということも確認してきました。特に問題ないかなというように思いますので、御承認のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。  
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。今、お二人から説明があったとおりです。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第45号の1番を採決いたします。本案は原案どおりお決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 31ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町八木の土地3筆、合計面積は1,140平方メートルです。届出者は養父市歴史文化財課です。八木城址整備事業として申請地内に露天駐車場及び休憩施設が建設されます。事業の期間といたしましては、今年度に駐車場の造成工事を行い来年度からは休憩施設の工事に着手、令和8年3月までに完成する予定となっております。

場所につきましては32ページを御覧ください。写真のとおり横向きにしてい

ただきまして下側の左右を走っておりますのが国道9号線、右側が八鹿地区、左側に行くと関宮となっております。こちら真ん中に細い道があると思いますが、こちらが市道今滝寺線となっております。国道9号線を関宮の向きに行つて市道今滝寺線を上がったところ、少し見にくいんですけども、すぐ近くに緑色の塗りで白囲いのものがあると思います。こちらが申請地内の3筆となっております。そちらから少し左上に行つたところに八木城跡登山道というところがございまして、こちらの道を上がって行くと八木城址まで上がれる道となっておりますので、その近くに駐車場を整備するという事となっております。

また、34ページを御覧ください。こちらが事業計画の概要図となっております。申請地内に駐車場を17台分と休憩施設、トイレ等が入る休憩施設、平家建てのものが建設されることとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

議 長： 36ページを御覧ください。報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、大屋町宮垣の土地3筆で1,585平方メートルです。譲受人は大屋町宮垣の方、譲渡人は別紙のとおり37ページです。所有権を贈与により移転される予定です。申請日が8月14日、許可日が8月30日となっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 38ページを御覧ください。報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は八鹿町八鹿の土地1筆で面積が82平方メートルです。申請人は八鹿町八鹿の方です。取得した日が令和5年7月12日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告が終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。  
以上で第12回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 西谷英樹

署名委員 谷垣重信